憲法１８－１７肢ウ

第１　結論

誤っている

第２　免責特権が及ぶ責任の範囲

１．問題の所在

国会議員が行った院内の表決について、所属政党が除名処分を行うことは許されるか。

憲法５１条は、「院外で責任を問われない」としている。政党が議員の責任を追及し、除名することが、本条に違反すると思わるため問題となる。

２．結論および理由

（１）結論

免責が及ぶ範囲は、民事責任、刑事責任などの法的責任である。政党に対して負う政治的責任は含まれない。したがって、除名責任を問うことは、憲法５１条に照らし合憲である。よって、許さないとする肢は誤り。

（２）理由

確かに、５１条は免責の範囲を限定していない。したがって、表決を理由に政党が除名するのは不当とも思える。

しかし、この結論は不都合である。

なぜなら、仮に政党が議員を処罰できないと、統制が図れず、政策実現が困難になるからである。

すなわち、国会の意思決定は、両議院ともに議会制民主主義による多数決を採用している（５６条２項)。

そのため、円滑に意思決定ができるよう、事前に意見を集約する政党の存在を予定している。所属議員は党議にしたがい、活動すべきである。

そこで、違反した議員を政党が処罰できないのは、国会の意思決定が停滞する恐れがあり問題と考えるからである。

よって、政党による責任追及は合憲とする必要がある。

５１条の趣旨は、議員の言論の自由を認めて、政治活動が委縮しないようにするものである。議員が所属政党にしたがうことは、制度上、予定されている。よって、このように、本来、議員として負うべき政治的責任まで免責する趣旨ではないと考える。

第３　政党の除名処分に対する司法審査の範囲

除名処分に関しては、一般市民法秩序に影響がなければ及ばない。そして，政党の場合，一般市民法秩序に影響があっても、公序良俗など特段の事由ない限り、手続に限られる。政党は、憲法上存在が予定されており高度の自主性が要求される。

不当な処分についても、本来、選挙など民主的手段で解決されるべきである。

よって、明らかに不当な場合のみ司法が介入できると考えるからである。

以上